

実施日 令和 年 月 日

対象事業所 事業種別 (ユニット型)介護老人保健施設  
事業所名

指導員氏名 :  
:  
:

この指摘事項票は国の「介護保険施設等運営指導マニュアル」及び「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」(以下、老健条例と言う。)に則して、介護老人保健施設が遵守すべき主な項目を記載したものです。

指摘事項欄にチェックをつけた項目は、指導の結果、基準を満たしていない事項です。事業所として改善を図ってください。

また、本日の指導の結果につきまして、後日文書により結果通知を送付致します。結果通知により指摘された事項については、文書による改善の結果報告が必要となります。

1 個別サービスの質に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
<b>(1) 施設及び設備(老健条例第5条、第6条、第44条及び第45条)</b>			
	① 平面図に合致しているか		
	② 使用目的に沿って使われているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(2) 内容及び手続の説明及び同意(老健条例第13条及び第53条(準用))</b>			
	① 入所(入居)申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか		
	② 重要事項説明書の内容に不備等はないか		
	[その他指導項目等]		
<b>(3) 入退所(老健条例第12条及び第53条(準用))</b>			
	① サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか		
	② 入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	③ 入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(4) サービスの提供の記録(老健条例第18条及び第53条(準用))</b>			
	① 施設サービス計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか		
	② 日々のサービスについて、具体的な内容や入所(入居)者の心身の状況等を記録しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(5) 指定介護老人保健施設サービスの取扱方針(老健条例第21条及び第48条)</b>			
	① 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか		
	② 身体的拘束等の適正化を図っているか(身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか)		
	③ やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族等に確認をしているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(6) 施設サービス計画の作成(老健条例第9条及び第53条(準用))</b>			
	① 入所(入居)者の心身の状況、希望等を踏まえて施設サービス計画が立てられているか		
	② アセスメントを適切に行っているか		
	③ サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか		
	④ 施設サービス計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか		
	⑤ 施設サービス計画に基づいたケアの提供をしているか		
	⑥ 目標の達成状況は記録されているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	⑦ 達成状況に基づき、新たな施設サービス計画が立てられているか		
	⑧ 定期的にモニタリングを行っているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(7) 機能訓練(老健条例第24条及び第53条(準用))※中野区追加分</b>			
	入所者の口腔の健康の保持を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行われているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(8) 栄養管理(老健条例第24条の2及び第53条(準用))</b>			
	① 各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、なるべく早めに取り組んでください。
	[その他指導項目等]		
<b>(9) 口腔衛生管理(老健条例第24条の3及び第53条(準用))</b>			
	① 各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行っているか。		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、なるべく早めに取り組んでください。
	[その他指導項目等]		
<b>(10) 看護及び医学的管理の下における介護(老健条例第25条及び第49条)</b>			
	① 入浴回数は適切か、また、褥瘡予防体制は整備されているか		
	[その他指導項目等]		

2 個別サービスの質を確保するための体制に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
<b>(1) 従業者の員数(老健条例第4条)</b>			
	① 入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか		
	② 必要な専門職が揃っているか		
	③ 専門職は必要な資格を有しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(2) 受給資格等の確認(老健条例第16条及び第53条(準用))</b>			
	① 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(3) 利用料等の受領(老健条例第19条及び第53条(準用))</b>			
	① 入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか		
	② 領収書を発行しているか		
	② 医療費控除の記載は適切か		
	[その他指導項目等]		
<b>(4) 管理者による管理(老健条例第7条及び第53条(準用))</b>			
	① 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か		
	[その他指導項目等]		
<b>(5) 運営規程(老健条例第10条及び第46条)</b>			
	① 運営における以下の重要事項について定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.入所定員 4.入所者に対する指定介護保健施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっていますが、なるべく早めに取り組んでください。

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	6.非常災害対策 7.★虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他施設の運営に関する重要事項 (ユニット型) 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員 4.入居者に対する指定介護保健施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.★虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他施設の運営に関する重要事項		
	[その他指導項目等]		
<b>(6) 勤務体制の確保(老健条例第11条及び第47条)</b>			
	① サービス提供は施設の従業員によって行われているか		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、なるべく早めに取り組んでください。
	② 入所(入居)者の処遇に直接影響する業務を委託していないか		
	③ 資質向上のために研修の機会を確保しているか		
	④★認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか		
	⑤ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(7) 業務継続計画の策定等(老健条例第11条の2及び第53条(準用))</b>			
	①★感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか。		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、なるべく早めに取り組んでください。
	②★従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	③★ 計画の見直しを行っているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(8) 定員の遵守(老健条例第30条及び第53条(準用))</b>			
	① 入所定員(又はユニット毎の入居定員)を上回っていないか		
	[その他指導項目等]		
<b>(9) 非常災害対策(老健条例第39条及び第53条(準用))</b>			
	① 非常災害(火災、風水害、地震等)対応に係るマニュアルがあるか		
	② 非常災害時の連絡網等は用意されているか		
	③ 防火管理に関する責任者を定めているか		
	④ 避難・救出等の訓練を実施しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(10) 衛生管理等(老健条例第31条及び第53条(準用))</b>			
	①★ 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、なるべく早めに取り組んでください。
	②★ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか		
	③★ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(11) 秘密保持等(老健条例第34条及び第53条(準用))</b>			
	① 個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか		
	② 退職者を含む、従業員が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか		
	[その他指導項目等]		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
<b>(12) 苦情処理(老健条例第36条及び第53条(準用))</b>			
	① 苦情受付の窓口があるか		
	② 苦情の受付、内容等を記録、保管しているか		
	③ 苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(13) 事故発生の防止及び発生時の対応(老健条例第38条及び第53条(準用))</b>			
	① 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか		
	② 区市町村、家族等に報告しているか		
	③ 事故状況、対応経過が記録されているか		
	④ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか		
	⑤ 再発防止のための取組を行っているか		
	⑥ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか		
	⑦ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	[その他指導項目等]		
<b>(14) 虐待の防止(老健条例第38条の2及び第53条(準用))</b>			
	①★ 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知しているか		★の項目については、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、なるべく早めに取り組んでください。
	②★ 虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか		
	③★ 従業者に対して虐待の発生・再発防止の研修及び訓練を実施しているか		
	④★ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	[その他指導項目等]		

3 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
<b>(1) 報酬請求</b>			
	① 各種加算等について、算定要件を満たしているか		
	[その他指導項目等]		